

陳情第104号

令和7年 3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

川崎区

川崎労働組合総連合
議長

ほか 5団体

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採
択を求める陳情

陳情の要旨

国に対して、最低賃金を抜本的に引き上げること及び中小企業支援策の拡充
を実現することを求める意見書を提出してください。

陳情の理由

急激な物価上昇の局面において行われた昨年の神奈川県最低賃金審議会
(以下、審議会)では、最低賃金決定の3要素のうち生計費に着目した議論が
なされました。審議会は労働者の生計費の資料として、神奈川県人事委員会の
「世帯人員別の月額標準生計費」を採用しますが、その金額は単身者では14万
8,190円、4人世帯では25万6,830円です。現在の神奈川県の最低賃金は1,162
円であり、月に150時間働いても17万4,300円にしかならず、この金額で生活す
るには健康的な食事や医療へのアクセス、交際費など、本来必要とすることを
切り詰めることにつながります。2月5日に厚生労働省は、実質賃金が3年連
続でマイナスであったことを発表しました。賃金の伸びが物価上昇に追い付か
ない状況が続き、生活苦に拍車をかけており、最低賃金の引上げによる処遇改
善が社会的に求められています。

昨年4月18日、中小企業4団体は最低賃金に関して、「中小企業・小規模事業

者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費等コスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。」と要望を公表しました。審議会の使用者側委員からも、賃上げの必要性は十分に認識しているとした上で、最低賃金1,500円という政府方針を着実に実現するために、長中期にわたる中小・小規模事業者の支援戦略及び支援策の構築を最低賃金引上げの条件として提示しています。これには既存の支援の活用強化にとどまるのではなく、国による支援策の大幅な拡充が求められています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。つきましては、多くの賃金労働者が居住しあるいは働く本市から国に、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めるようお願いいたします。